

平成十九年七月十日受領  
答弁第四三七号

内閣衆質一六六第四三七号

平成十九年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員照屋寛徳君提出米海軍掃海艇の与那国入港等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



び期間用船契約によるもの)をいう。一部用船契約によるものは、含まれない。商業貨物及び私人たる旅客がこれらの船舶に積載されるのは、例外的な場合のみに限る。

2 この条の日本国の港とは、通常「開港」をいう。

3 「適当な通告」をする義務を免除されるのは、合衆国軍隊の安全のため又は類似の理由のため必要とされる例外的な場合に限られる。

4 この条に特に定めのある場合を除くほか、日本国の法令が適用される。」

また、お尋ねの「今回の措置」が何を指すのか必ずしも明らかでないが、政府としては、今般の米海軍掃海艇の祖納港寄港について合意議事録との関係で問題があったとは考えていない。

三について

御指摘の米軍人は、乗船者の身分確認を行うため岸壁に配置されたものと承知しており、御指摘のような問題があったとは考えていない。

四について

沖縄県警察においては、今般の米海軍掃海艇の祖納港寄港に際し、米海軍から警備要請を受けていない。